

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等																																														
番号	区分	細目																																															
1	消防・防災体制強化事業	消防施設等整備事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象施設・設備の種類</th> <th>規格等</th> <th>基準額(千円)</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">消防ポンプ自動車</td> <td>CD-I型</td> <td>19,202</td> <td rowspan="5">基準額（基準額が事業費を上回るときは、事業費）の1/3以内</td> </tr> <tr> <td>CD-II型</td> <td>24,037</td> </tr> <tr> <td>水槽付II型</td> <td>28,333</td> </tr> <tr> <td>水槽付I-A型</td> <td>26,005</td> </tr> <tr> <td>水槽付I-B型</td> <td>27,331</td> </tr> <tr> <td>消防団施設・車両整備事業</td> <td></td> <td>52,191</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団装備等整備事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急自動車</td> <td></td> <td>20,816</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高度救命処置用資機材整備事業</td> <td></td> <td>9,347</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防火水槽</td> <td>40m級有蓋I型</td> <td rowspan="3">/</td> <td rowspan="3">事業費の1/3以内</td> </tr> <tr> <td>40m級有蓋II型</td> </tr> <tr> <td>40m型</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐震性貯水槽</td> <td>40m型</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上設置40m型</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補助対象施設・設備の種類	規格等	基準額(千円)	補助率	消防ポンプ自動車	CD-I型	19,202	基準額（基準額が事業費を上回るときは、事業費）の1/3以内	CD-II型	24,037	水槽付II型	28,333	水槽付I-A型	26,005	水槽付I-B型	27,331	消防団施設・車両整備事業		52,191		消防団装備等整備事業				救急自動車		20,816		高度救命処置用資機材整備事業		9,347		防火水槽	40m級有蓋I型	/	事業費の1/3以内	40m級有蓋II型	40m型	耐震性貯水槽	40m型			地上設置40m型			<p>1 補助対象事業 消防施設・設備等を整備する事業</p> <p>2 補助対象経費</p> <p>(1) 消防施設・設備等とは、上記表の補助対象施設・設備の種類のとおりとする。</p> <p>(2) 消防施設・設備等を整備する事業に要する経費は、補助対象施設・設備の購入費または工事費とする。ただし、消防車両の事業費には、購入費の他、ギ装（消防車両に必要な装備を施すこと）に係る経費を含めるものとする。</p> <p>(3) 消防団施設・車両整備事業の規格等は、消防団拠点施設、消防車両とし、その他消防団の充実強化・活性化を促進する設備等については、消防課と協議の上で決定する。</p> <p>(4) 消防団装備等整備事業の規格等は、「消防団の装備の基準」（昭和63年消防庁告示第3号）に定める装備の他、災害防ぎょ用資機材、訓練用資機材、視聴覚用資機材、消防団緊急伝達システム、住民避難用資機材とする。</p> <p>(5) 消防団施設・車両整備事業と消防団装備等整備事業の採択基準額は、事業費の合計が3,000千円（補助金額1,000千円）を超えるものとする。ただし、消防団施設・車両整備事業を実施しない場合は、消防団装備等整備事業の事業費が1,500千円（補助金額500千円）を超えるものとする。</p> <p>(6) 救急自動車については、救急隊の増隊に伴う整備に限り補助を認めるものとする。</p> <p>(7) 高度救命処置用資機材整備事業の規格等は、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号）別表第1第2に定める資機材とし、その他消防本部（局）の充実強化を促進する資機材については、消防課と協議の上で決定する。</p> <p>3 基準額 上記表の各区分に定める額とする。</p> <p>4 補助対象外経費</p> <p>(1) 事務費（人件費、旅費、庁費、工事雑費）</p> <p>(2) 防火水槽等の事業費のうち、測量設計及び実施設計に係る経費</p> <p>(3) 団体運営費的経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費</p> <p>(4) 汎用性のある機器及び事務用什器の購入費用</p> <p>(5) その他地方振興事務所長が不適切と認める経費</p>
		補助対象施設・設備の種類	規格等	基準額(千円)	補助率																																												
消防ポンプ自動車	CD-I型	19,202	基準額（基準額が事業費を上回るときは、事業費）の1/3以内																																														
	CD-II型	24,037																																															
	水槽付II型	28,333																																															
	水槽付I-A型	26,005																																															
	水槽付I-B型	27,331																																															
消防団施設・車両整備事業		52,191																																															
消防団装備等整備事業																																																	
救急自動車		20,816																																															
高度救命処置用資機材整備事業		9,347																																															
防火水槽	40m級有蓋I型	/	事業費の1/3以内																																														
	40m級有蓋II型																																																
	40m型																																																
耐震性貯水槽	40m型																																																
	地上設置40m型																																																
		備蓄体制整備事業	<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 市町村が行う、災害用備蓄品の整備に関する事業</p> <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>(1) 需要費及び備品購入費</p> <p>(2) 対象となる災害用備蓄品の具体的な例は、別表のとおりとする。</p> <p>(3) 補助対象経費は、災害用備蓄品の購入に直接要する経費から3分の1を控除した額とする。</p>																																														

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
2	消防団員確保・充実強化及び女性消防団員・学生消防団員・機能別消防団員活動推進事業		<p>1 補助対象事業 市町村等が消防団員確保・充実強化並びに女性消防団員、学生消防団員及び機能別消防団員の活動促進を支援するために行う事業</p> <p>2 補助対象経費 市町村等が消防団員確保・充実強化並びに女性消防団員、学生消防団員及び機能別消防団員の活動促進を支援するために行う事業の対象経費は、次のとおりとする。 なお、(4)及び(5)に関する経費の補助限度額は、200千円とする。</p> <p>(1) 消防団員確保・充実強化に係る活性化検討会等の運営費用 (2) 先進地域の取組調査等に必要な旅費 (3) 消防団員確保・充実強化のための啓発経費 (4) 女性消防団員、学生消防団員及び機能別消防団員の研修や資格取得に要する経費（ただし、継続又は定期的に参加している研修は除く。） (5) 女性消防団員、学生消防団員及び機能別消防団員の消防団活動に要する経費</p> <p>3 補助対象外経費 (1) 団体運営費的経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費 (2) 機器及び事務用什器の購入に係る経費 (3) 現に在籍している消防団員の活動の促進に係る経費（ただし、2(4)及び(5)に係る経費は除く。） (4) 消防施設等整備事業の補助対象経費に含まれる経費 (5) その他地方振興事務所長が不適切と認める経費</p>
3	魅力ある地域づくり事業		<p>1 補助対象事業 地域資源を活用した地域活性化に資する事業</p> <p>2 補助対象経費内訳 (1) ソフト事業に直接要する次の経費 ①講師等の謝金・旅費、②会場等設営費、③広告宣伝費、④資料作成印刷費、⑤委託費 等 (2) ソフト事業に直接要する次の事務費 ①消耗品費、②通信運搬費、③会議費、④旅費 等 (3) ハード事業に直接要する経費 ※ 民間団体はソフト事業のみ</p> <p>3 補助対象外経費 (1) 用地購入費（補償費を含む） (2) 公用施設の整備、維持・修繕に要する経費 (3) 管理（団体）運営費的経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費 (4) 汎用性のある機器及び事務用什器の購入費用 (5) その他地方振興事務所長が不適切と認める経費</p> <p>4 その他留意事項 (1) 補助対象者は、市町村又は民間団体とする。 なお、民間団体とは、営利を目的としない民間の団体とし、次のいずれかに該当するものとする。 ① 規約、役員、会計等が明確で、地域づくり活動に実績がある団体 ② その他地方振興事務所長が特に認める団体 (2) ハード事業とは工事請負費又は公有財産購入費（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条第2項別記）の執行される事業、若しくはそれに類すると地方振興事務所長が認める事業に要する経費、又は重要物品（財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第139条各項各号）を購入する経費を指す。ソフト事業とはハード事業以外を指す。 (3) 施設の整備に係る基本設計、実施設計、工事監理費については、施設の整備と不可分であると判断できるためハード事業に区分される。 (4) 一事業にハード事業とソフト事業が混在する場合、ハード事業に対しては1/3の補助率、ソフト事業には1/2の補助率を適用し、それぞれ出された補助金額を合算して事業全体の補助金額を算出する。 (5) 補助対象外経費の管理（団体）運営費的経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費とは、補助対象者が通常の事務を行うに当たって当然に発生する経費を言い、各種法令等により補助対象者が負担すべき経費を含むものとする。 (6) 補助限度額の特認については、補助事業を実施する効果が大きいと判断でき、また、他の事業に比してその重要性が高いと判断される場合にのみ認める。</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
4	学生を核とした地域づくり支援事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 学生を対象とした「まちづくりコンテスト」等の企画提案を行う事業</p> <p>(2) 市町村が主体となり学生を地域に受け入れ、地域活性化等に関する取組を行う事業</p> <p>(3) 市町村と大学等が連携し、学生を活用した地域振興施策を検討することを目的とした事業</p> <p>(4) 市町村が学生の地域での取組を支援することを目的とした事業</p> <p>(5) 学生から企画提案を受けた事業を施策として実行することを目的とした取組</p> <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>・補助対象事業(1)から(4)の場合</p> <p>①報償費(講師・審査員謝金等)、②旅費(講師・審査員旅費、地域課題解決に向けた取組を行う学生に対する旅費等)、③需用費(消耗品購入費、印刷製本費、講演会・コンテストに係る飲料水等(茶菓代、昼食代等は除く))、④委託費(地域課題解決に向けた取組の委託に係る経費等)、⑤使用料及び賃借料(会場使用料、バス借上げ費用等)、⑥役務費(通信運搬費等)、⑦原材料費(特産品開発などに要する経費等)、⑧負担金及び補助金(地域課題解決に向けた取組を行う学生に対する補助金等)</p> <p>・補助対象事業(5)の場合</p> <p>(ソフト事業) 事業実施に必要な経費</p> <p>(ハード事業) 事業実施に必要な経費</p> <p>ただし、ハード整備の補助対象経費上限額は8,000千円とする</p> <p>3 補助対象外経費</p> <p>2 補助対象経費以外の経費</p> <p>4 その他留意事項</p> <p>(1) 既存事業への活用を認める。</p> <p>(2) 補助対象経費は、市町村が一般財源により負担するもののみとする。(特別交付税措置対象経費は対象外)</p> <p>(3) 補助対象事業(5)を行う場合、1事業当たり5年を限度に活用を認める。</p> <p>ただし、ハード整備については、1事業当たり1年のみの利用とする。</p> <p>(4) 補助対象事業(5)を行う場合、県が実施する事業において提案を受けた場合に事業化する場合も対象とする。</p> <p>(5) 補助対象事業(5)を行う場合、ハード整備のみの実施は認めない。</p> <p>(6) 補助対象事業(5)においてハード整備を行う場合、既存施設の修繕、改修及び備品購入を対象とし、また、ハード整備は、ソフト事業に附随することが必須だが、その関連性などは、ヒアリングにより判断する。</p> <p>(7) 補助対象事業(5)においてハード整備を行う場合、公共施設の整備を基本とする。</p> <p>ただし、市町村が協定や賃貸借契約に基づいて民間施設の整備を行う場合は補助対象とする。</p>
5	移住・定住・交流推進支援事業	Aタイプ	<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 情報提供事業</p> <p>① 移住・交流希望者への情報提供のための専用サイトの開設、改訂及び移住情報発信サイト等外部サービスの利用</p> <p>② 空き家情報を発信する専用サイトの開設、改訂</p> <p>③ インターネット広告、パンフレット、新聞等による情報提供及び広告</p> <p>(2) 受入体制整備事業</p> <p>① 空き家調査等、移住・定住・交流に資する各種調査・研究</p> <p>② 受入支援のための推進会議等の開催</p> <p>(3) 移住・定住・交流促進事業</p> <p>① 相談会、セミナー等の開催又は出展</p> <p>② 移住体験ツアー及び体験居住等の実施</p> <p>③ 移住者定着又は関係人口の創出・拡大を目的とした交流会、セミナー等の開催</p> <p>(4) 受入支援団体が行う上記(1)～(3)に該当する事業</p> <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>事業実施に要する次の経費</p> <p>①報償費(講師謝金等)、②旅費(講師旅費、移住体験ツアー参加旅費及び宿泊費、体験居住先までの移動に要する旅費等)、③需用費(印刷製本費等)、④委託費(ホームページ作成委託費、調査・研究委託費等)、⑤使用料及び賃借料(会場使用料、バス借上費等)、⑥役務費(通</p>

(実施要領)別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
5	移住・定住・交流 推進支援事業	Aタイプ	<p>信連絡費等)、⑦負担金(相談会・セミナーへの出展料、体験プログラムへの参加費)</p> <p>3 補助対象外経費</p> <p>(1) 移住体験ツアー及び体験居住等を実施する場合の参加者の食事に要する経費</p> <p>(2) 用地、家屋などの購入に要する経費(補償費を含む)</p> <p>(3) 施設の整備、維持及び修繕に要する経費</p> <p>(4) 管理運営費的経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費</p> <p>(5) 汎用性のある機器及び事務用什器等の購入経費</p> <p>(6) 受入支援団体の運営に要する経費(人件費等)</p> <p>(7) その他、地方振興事務所長が不適切と認める経費</p> <p>4 その他留意事項</p> <p>(1) 参加費等の特定財源が見込める事業の場合には、これを控除した額を補助対象経費とする。</p> <p>(2) 要綱別表中の「関係人口の創出・拡大」は、地域外の者が関係人口となる機会の提供及び都市住民が農山漁村等の同一地域において、定期的・反復的に滞在する交流をいう。</p> <p>(3) 他機関が主催する相談会・セミナーへの出展は、ブース等の出展料を負担する場合を対象とする。</p> <p>(4) 関係人口の創出・拡大を目的とした事業については、本補助事業を活用して開始した事業であって、同様の内容で事業を継続することが妥当と認められる場合は、継続して5年間補助対象とすることができる。</p>
		Bタイプ	<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 市町村が行う移住者又は移住を希望する者に対する空き家改装費助成事業</p> <p>(2) 市町村等が行う移住・中長期滞在及び交流を促進するための空き家改装事業</p> <p>(3) 市町村が行う空き家家財等の処分助成事業</p> <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>(1) 1(1)及び(2)の補助対象経費は、空き家の設備改善、機能回復、機能向上のための経費とする。</p> <p>(2) 1(3)の補助対象経費は、次に示す経費とする。</p> <p>① 空き家内にある家財道具等の運搬・処分経費</p> <p>② 家財道具等の運搬・処分と併せて行うハウスクリーニング経費</p> <p>③ 家財道具等の運搬・処分と併せて行う敷地内の庭木せん定・処分経費</p> <p>3 補助対象外経費</p> <p>(1) 用地購入に要する経費(補償費含む)</p> <p>(2) 設計費(ただし、1(1)の事業については除く。)</p> <p>(3) 既に移住・交流促進等の目的のために使用されている施設の整備、維持及び修繕に要する経費(ただし、お試し居住施設として使用されている施設の機能強化に要する経費は除く。)</p> <p>(4) 個人に対する賃金や謝金等の経費</p> <p>(5) その他地方振興事務所長が不相当と認める経費</p> <p>4 その他留意事項</p> <p>(1) 1(1)及び(3)に定める事業の基準額はそれぞれ、1件の助成につき、500千円とする。</p> <p>(2) 1(3)に定める事業は、次のいずれかに該当する空き家物件を対象とする。なお、同一物件に助成できる回数は1回までとする。</p> <p>① 空き家バンクに登録されている空き家</p> <p>② 移住者が自ら居住又は事業利用する目的で購入した空き家</p> <p>(3) 1(3)に定める事業について、以下に挙げる者については対象外とする。ただし、市町村が必要と認める場合については、その限りではない。</p> <p>① 進学に伴い転居する者</p> <p>② 勤務先の転勤に伴う転居であり、その後、当該市町村からの転出が見込まれる者</p> <p>③ 本事業により過去に助成を受けた者</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
6	市町村交通安全 対策推進事業	交通安全指導員 設置運営事業	<p>1 補助対象事業</p> <p>市町村（仙台市を除く。）又は市町村が補助する団体が行う、交通安全指導員（住民に対する交通安全指導等を任務とする会計年度任用職員等をいう。）の設置運営事業</p> <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>(1) 交通安全指導員の報酬又は手当（職責等に応じ年額等を定めて支払われるもの及び実働回数・日数等の実績に応じて支払われるもの）</p> <p>(2) 交通安全指導員の費用弁償</p> <p>(3) 報償費</p> <p>(4) 補助金（上記(1)及び(2)に該当する経費に限る）</p> <p>(5) 委託料（上記(1)及び(2)に該当する経費に限る）</p>
		暴走族根絶・飲酒運転 根絶・高齢者交通事故 防止・自転車安全 利用推進事業	<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 宮城県暴走族根絶の促進に関する条例（平成10年宮城県条例第48号）に基づき県が指定する暴走族根絶促進モデル市町村、又は当該市町村が設置する暴走族根絶促進協議会が行う暴走族根絶推進を目的とする事業</p> <p>(2) 市町村又は市町村が補助する団体（市町村の交通安全施策と緊密な関係を有するため、当該市町村の組織内に事務局を置く団体及び宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成19年宮城県条例第86号）に基づき設置される地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会に限る。）が行う、飲酒運転根絶推進を目的とする事業</p> <p>(3) 市町村又は市町村が補助する団体（市町村の交通安全施策と緊密な関係を有するため、当該市町村の組織内に事務局を置く交通安全関係団体に限る。）が行う、高齢者交通事故防止を目的とする事業</p> <p>(4) 市町村又は市町村が補助する団体（市町村の交通安全施策と緊密な関係を有するため、当該市町村の組織内に事務局を置く交通安全関係団体に限る。）が行う、自転車の安全利用の推進を目的とする事業</p> <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>補助対象事業の実施に要する次の経費</p> <p>(1) ポスター・チラシ及び啓発物品等(住民、事業者等に対し無料で提供し、又は、貸し出すものに限る。)の作成、購入及び送付等に要する経費</p> <p>(2) 看板・横断幕等の啓発資材の製作、修繕及び設置並びに広告の掲載等に要する経費</p> <p>(3) 会議・講習会及び催事等の実施に要する経費（実施主体の職員に支給する給与・報酬・報償費・旅費等を除き、また、茶菓・食事代は、主に非公務員が参加する会議等の参加者、又は講師への提供で、かつ、1人1,000円以内のものに限る。）</p> <p>(4) 市町村が行う、高齢者を対象とした運転免許取得者認定教育講習（道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づき、自動車教習所が都道府県公安委員会の認定を受けて実施する、自動車の運転技能の向上及び道路交通に関する知識の習得を目的とした交通安全教育講習をいう。）の受講を促す事業及び高齢者等からの運転免許証の自主的な返納を促す事業に要する経費</p> <p>※ (4)の事業を市町村から他者への補助事業の手法で実施するときは、その実施主体を市町村として取り扱う。</p> <p>3 その他</p> <p>暴走族根絶・飲酒運転根絶・高齢者交通事故防止・自転車安全利用の推進（以下、「暴走族根絶等」という。）とその他の目的を併せ持つ事業に要する経費の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 実施主体が市町村で、かつ、その他の目的が交通安全対策の事業については、主たる目的が暴走族根絶等であれば、前記2の要件を満たす経費全てを補助対象とし、これ以外の場合は、暴走族根絶等の関係経費であると明確に区分できる部分のみ補助対象とする。</p> <p>(2) 実施主体が団体の事業については、暴走族根絶等の関係経費であると明確に区分できる部分のみ補助対象とする。</p>
7	公衆浴場安定確保 対策事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>市町村の補助により公衆浴場業者が行う、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条により知事の許可を受け、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金が統制されている公衆浴場の確保と経営の安定を図るための事業</p> <p>2 補助対象経費内訳（補助基準額）</p> <p>補助の対象となる経費は、公衆浴場の営業に必要な設備のうち、規定の耐用年数を経た設備の更新や補修工事に要する経費とする。また、その補助基準額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内とする。</p> <p>なお、補助対象となる設備の耐用年数、補助限度額については下表に定めるものとする。</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等			
番号	区分	細目	設備名称	耐用年数 (災害等やむを得ない 場合を除く。)	補助限度額	
7	公衆浴場安定確保 対策事業		風呂釜	3年	380千円	
			ろ過器	8年	190千円	
			温水器	3年	130千円	
			太陽熱利用施設	10年	3,300千円	
			重油(廃油)及びガス燃焼施設	3年	150千円	
			給湯給水配管施設補修工事	8年	400千円	
			浴室の3分の1以上の タイルの補修工事	8年	300千円	
			3 補助対象外経費 上述の補助対象経費以外に必要な経費 4 その他留意事項(算定方法、採択要件、対象外事業) (1) 算定方法 補助基準額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内とする。 (2) 採択要件 公衆浴場の営業に必要な設備のうち、上述の耐用年数を経た設備の更新や補修工事に要する経費とする。 (3) 対象外事業 公衆浴場法第2条により知事の許可を受けているものの、物価統制令第4条の規定により入浴料金が統制されていない公衆浴場の確保と経営の安定を図るための事業			
8	ごみ減量化・ 再資源化促進事業		1 補助対象事業			
			(1) 発生抑制により、ごみの減量化・再資源化及び再利用の推進に効果の向上が期待できる事業 例) 有料化、マイバッグ運動の推進、廃棄物の発生抑制に向けた取組 等			
			(2) 回収により、ごみの減量化・再資源化及び再利用の推進に効果の向上が期待できる事業 例) 資源物回収体制の整備、分別収集体制の見直し 等			
			(3) 再生利用により、ごみの減量化・再資源化及び再利用の推進に効果の向上が期待できる事業 例) 食品残渣、廃食用油の再生利用等ごみを原材料として利用する取組 等			
			(4) 3R推進に係るシステム構築に関する調査事業 例) 3R推進につなげるため、事業の構築に必要な調査事業 等			
			(5) 前各号に掲げるもののほか知事が適当と認める事業			
			2 補助対象経費内訳 補助対象事業の実施に要する経費			
			3 補助対象外経費			
			(1) 市町村等が毎年同様に住民への行政サービスとして行うごみの(適正)処理(ルーチン的なごみ処理事業)に要する経費			
			(2) 不法投棄されたごみの撤去等の不適正処理対策に要する経費			
			(3) 啓発イベントで配付するグッズの購入のみに要する経費			
			(4) 車輛等明らかに本事業の目的以外で使用可能と判断されるものの購入に要する経費			
(5) 市町村等が継続的に行ってきた既存事業の単純な拡大のために係る経費(生ごみ堆肥化容器等補助事業、集団回収奨励金交付事業等に要する経費等)						
4 その他留意事項 補助対象事業の継続は3年以内とする。						

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
9	少年補導センター 運営事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 事業内容 市町村の設置・運営する少年補導のための施設等（以下「少年補導センター」という。）が行う街頭補導、環境浄化、少年相談等の非行防止・育成支援等の活動</p> <p>(2) 補助対象基準 街頭補導、少年相談等を行う少年補導委員（又は相当の非常勤の専任職員）並びに少年補導センターの事務を処理する長及び職員等がいること。</p>
10	安全・安心な まちづくりに向けた 防犯カメラ設置事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 事業概要 市町村又は市町村が補助する団体が設置・管理・運用を行う、安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラ設置事業</p> <p>(2) 補助対象基準 以下の要件を全て満たす防犯カメラであること。 ・ 犯罪の防止を目的に設置されているカメラ ・ 不特定かつ多数の人が利用する施設や場所に継続的に設置されているカメラ ※ 具体的な場所は以下のとおり（限定列举）。 道路、歩道、公園、広場、駐車場、駐輪場、市町村行政庁舎（特定の者しか来庁しない単独公所等を除く）、公共施設（広く住民に開放されている施設に限る）、小中学校、保育所、幼稚園、商店街、繁華街、空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、フェリー乗り場、金融機関、小売店・百貨店・複合施設などの商業施設、医療機関、劇場、映画館、美術館、スポーツ・レジャー施設、観光施設、ホテル、旅館、寺院、神社 ※ ただし、施設に設置する場合は、いずれも、不特定多数の者が出入りする入り口や来客用駐車場等に関り、倉庫や職員用スペース、市長室前等に設置する場合は対象外。 ・ 画像を記録媒体（HDD、メモリーカード等）に保存する機能を備えたカメラ</p> <p>(3) 補助対象費用 ・ 防犯カメラを構成する機器及び表示板の購入に係る経費 ・ 防犯カメラを構成する機器及び表示板の設置及び工事に係る経費 ※ 設置後の保守点検費や電気代等の維持管理経費は対象外 ※ リース・レンタルは対象外。</p> <p>(4) 補助要件 ・ 運用開始後、5年以上運用されること。 ※ 運用・管理を警備会社等に委託することは差し支えないが、責任者は市町村又は市町村が補助する団体におくとともに、その責任のもとガイドラインに沿った運用がされていることを確認すること。 ※ 5年以内に以下の理由により、滅失・破損し補助の目的を達成できなくなった場合は、速やかに届出を行うことで、補助金の返還の条件を付けずに財産処分を認めることとする。 ・ 災害により、滅失・破損した場合 ・ 区画整理等により、当該施設等がなくなる場合（ただし、当該原因を実績報告時に認知していた場合は除く）。 ・ 第三者による犯罪により滅失・破損した場合（ただし、第三者から賠償金等が支払われた場合は、その賠償額の範囲において返還を要する） ・ 設置にあたり、近隣住民や当該施設の利用者等関係者に対して説明会を開く等、設置に対する同意を得ること。 ・ 「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」（H28.10）により運用されること（防犯カメラの設置規程を作成すること。）。</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
11	市町村地域 福祉おこし事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>次の①から③までに掲げる要件の全てに該当する事業とする。</p> <p>① 次のイからハのいずれかの事業であること（重複可）。</p> <p>イ 市町村地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条）に基づき、地域福祉を推進し、かつ、地域における持続的な福祉ネットワークを構築するため、住民主体又は住民、町内会、民生委員、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉施設、市町村社会福祉協議会等地域の様々な主体の協働により実施する事業（事業の実施に向けた条件整備を含む）</p> <p>ロ 市町村地域福祉計画に基づき、地域福祉を推進するため、住民参加や地域社会との関係づくりを進めながら福祉サービスの質の向上や充実にを図る事業</p> <p>ハ 市町村地域福祉計画の策定、改定、効果検証等に関する事業</p> <p>② 条件整備及び1のハに関する事業以外は、補助事業終了後も既存制度の活用や自主財源の確保などにより、事業の継続が可能であること。</p> <p>③ 次のイ又はロの方法で実施する事業であること。</p> <p>イ 市町村（仙台市を除く。このメニューにおいて以下同じ。）が実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が事業の実施主体であること。ただし、市町村長は、事業の実施に当たっては、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等に事務の全部又は一部を委託することができるものであること。 <p>ロ 市町村が団体に補助する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長が上記1及び2に掲げる要件に該当すると認め、補助する事業であること。 <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>事業実施に要する次の経費</p> <p>①報酬、②報償費、③旅費、④需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費等）、⑤役務費（通信運搬費、保険料、広告料等）、⑥委託費、⑦工事請負費、⑧使用料及び賃借料（会場使用料等）、⑨備品購入費、⑩負担金（会議負担金等）、⑪補助金（人件費を除く）</p>
12	市町村健康づくり 推進事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>市町村（仙台市を除く。）又は市町村が補助する団体が行う、以下のいずれかを含む、(1)～(6)の健康づくり推進事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体活動・運動の推進に関すること ・栄養・食生活の改善に関すること ・たばこ・受動喫煙の対策に関すること ・歯科口腔の健康に関すること ・休養・睡眠に関すること ・若年世代に対する健康診査 <p>(1) 一般県民に対するセミナー、講座、教室等（例：運動教室、栄養セミナー、女性の健康セミナー、未成年への防煙教育、メンタルヘルスケア講座等）</p> <p>(2) 健康づくりのための地域リーダー等の人材育成（例：食生活改善推進員の育成、運動普及ボランティアの育成等）</p> <p>(3) 健康づくりに関するイベントの実施及び普及啓発（例：ウォーキングマップの作成、健康イベントの実施、普及啓発資料の作成等）</p> <p>(4) 若年世代に対する健康診査（18歳から39歳に対する「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に準じた内容の健康診査及び保健指導）</p> <p>(5) 妊娠期・乳幼児期の歯と口腔の健康づくり事業（例：歯科検診、歯科保健指導等）</p> <p>(6) その他健康増進のために必要と認められる事業（例：調査・要因分析、COPDリスクチェック、尿ナトリウムチェック、ベジチェック、食環境整備等）</p> <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>事業実施に要する次の経費</p> <p>報償費、賃金（職員給与を除く）、旅費、需用費（印刷製本費等。ただし、食材費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費（汎用性のある機器及び事務用什器の購入費を除く）、負担金及び補助金（市町村が団体に補助する場合に限る。人件費を除く。）、委託料</p> <p>3 補助対象外経費</p> <p>国庫補助の対策となりうる部分については補助対象外とする。</p> <p>4 その他</p> <p>同様の事業については、補助期間は原則5年間とする。</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
13	がん検診受診率向上 促進事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>市町村が行う、がん検診（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診及び乳がん検診をいう。以下同じ。）に係る受診率を向上させるための次のいずれかの取組（注）</p> <p>① がん検診を一定期間受けていない者に対する受診勧奨</p> <p>② がん検診の申込みをしたものの、受診していない者に対する受診勧奨</p> <p>③ 精密検査の受診が必要とされたものの、受診していない者に対する受診勧奨</p> <p>④ その他受診率の向上のために必要と認められる事業</p> <p>（注）ア ①から④の取組を重複して実施可。 イ 胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診又は乳がん検診のうちの一部を対象とする取組も可。</p> <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>事業実施に要する次の経費</p> <p>①報償費、②報酬、③賃金、④旅費、⑤需用費、⑥役務費、⑦使用料及び賃借料、⑧委託料</p> <p>※ 対象者を抽出するためなど、受診勧奨のために既存の台帳等のシステム改修を要する場合の費用も対象とする。</p> <p>3 補助対象外経費</p> <p>(1) がん検診の実施を検診実施機関に委託するための費用</p> <p>(2) 受診者の自己負担額の軽減に充てる費用その他受診費用の優遇措置に要する費用</p> <p>4 その他留意事項</p> <p>(1) 受診勧奨等に係る事務を検診実施機関等に委託する場合を含むものとする。 ただし、いわゆる丸投げとならないよう、当該市町村が主体的に本件補助事業を実施するものであること。</p> <p>(2) 1～④の事業は、未受診理由の調査を行うものに限る。</p> <p>(3) 国庫補助事業との併用は認めないこととする。</p>
14	アピアランス 支援事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>市町村が行う医療用ウィッグ及び乳房補正具購入助成事業。</p> <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>市町村が行う、がん患者の治療と就労や社会参加の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るための医療用ウィッグ本体及び乳房補正具（左側・右側）の購入経費の助成に要する経費とする。</p> <p>3 その他留意事項</p> <p>この事業の助成対象者は、医療用ウィッグ及び乳房補正具を購入した者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) 宮城県内に住所を有すること</p> <p>(2) がんと診断され、その治療を受けた者又は現に受けている者であること</p> <p>(3) がん治療に伴う脱毛又は乳房の切除により、就労や社会参加等と治療の両立に支障がある又は支障が出る恐れがあること</p> <p>(4) 世帯の市町村民税のうち所得割課税年額が304,200円未満であること</p> <p>(5) 過去に他の都道府県及び市区町村において、助成を受けようとする医療用補正具（医療用ウィッグ又は乳房補正具）の購入に対する助成等を受けていないこと</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等									
番号	区分	細目										
15	障害児保育事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 対象児童 事業の対象となる児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号、第2号及び第3号に該当し、保育所、認定こども園及び地域型保育事業を実施する事業所（いずれも公立施設を除く。以下「私立保育所等」という。）を利用する、市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。）とする。</p> <p>(2) 対象施設 各月初日において、(1)に該当する障害児が利用している私立保育所等であって障害児の集団保育が適切に実施できる受入れ体制が整備されている施設とする。</p> <p>2 補助対象経費内訳及び基準額</p> <p>(1) 補助対象経費内訳 障害児保育に必要な経費。（地方交付税措置される額を除く。）</p> <p>(2) 基準額 各月初日現在の対象児童数の年間合計数に以下の障害区分に応じた基準額を乗じた額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重度</th> <th>身体障害者手帳1、2級又は療育手帳Aを有する者等</th> <th>月額40,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中度</td> <td>身体障害者手帳3、4級を有する者等</td> <td>月額30,000円</td> </tr> <tr> <td>軽度</td> <td>身体障害者手帳5、6級又は療育手帳Bを有する者等</td> <td>月額20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 市町村が認める障害児のうち身体障害者手帳等を有しない者については、重度又は中度障害区分に準ずると判断される場合を除いて、軽度障害区分の扱いとする。</p> <p>3 その他留意事項</p> <p>(1) 設備及び備品 障害児保育事業を実施する私立保育所等は、障害児の特性に応じた設備及び遊具訓練器等を整備すること。</p> <p>(2) 職員 障害児保育事業を実施する私立保育所等は、障害児の保育について知識経験を有する保育士等を配置し、適宜必要な研修を受ける等研鑽に努めるものとする。</p> <p>(3) 関係機関との連携 市町村長は、当該私立保育所等と連携を取り、保健福祉事務所及び児童相談所等関係機関に協力、指導を求め障害児の福祉向上を図るものとする。</p>	重度	身体障害者手帳1、2級又は療育手帳Aを有する者等	月額40,000円	中度	身体障害者手帳3、4級を有する者等	月額30,000円	軽度	身体障害者手帳5、6級又は療育手帳Bを有する者等	月額20,000円
重度	身体障害者手帳1、2級又は療育手帳Aを有する者等	月額40,000円										
中度	身体障害者手帳3、4級を有する者等	月額30,000円										
軽度	身体障害者手帳5、6級又は療育手帳Bを有する者等	月額20,000円										

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
16	事業所内保育施設 助成事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 交付対象市町村 県内の事業所内保育施設（病院内保育施設を除く。）において、当該市町村の4歳未満児が保育を受けている市町村。</p> <p>(2) 補助対象施設 次に掲げるすべての要件を満たす事業所内保育施設（病院内保育施設を除く。）であること。</p> <p>① 4歳未満児の保育を行っていること。</p> <p>② 当該年度の各月初日のいずれかにおいて、小学校就学前の児童を5人以上を入所させていること。</p> <p>③ 必要とされる保育従事者の3分の1以上が有資格者であること。</p> <p>④ 保育従事者の数は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に定める数以上であること。</p> <p>⑤ 県の立入調査を2年以内に受検していて、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める指導基準に沿って運営していると認められること。（新設の事業所においては、当該年度の立入調査において確認。）</p> <p>⑥ 国が実施する事業所内保育施設を対象とした助成金を受給していない施設であること。</p> <p>⑦ 市町村による認可事業（地域型保育事業）を実施していない施設であること。</p> <p>2 補助対象経費内訳及び基準額</p> <p>(1) 補助対象経費内訳 当該市町村に居住し、補助対象となる施設を利用する4歳未満児（幼稚園休園時の一時的な利用者を除く。）の保育に係る経費。</p> <p>(2) 基準額 各月初日現在の当該児童数に前年度の委託費における保育単価中の一般生活費月額を乗じて得た額。（ただし、保育時間が8時間未満であって6時間以上の施設は、基準額に3分の2を乗じた額とする。）</p>
17	低年齢児保育施設 助成事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 交付対象市町村 交付対象となる市町村は、当該市町村内の公立保育所（へき地保育所を除く）及び私立認可保育所の4歳未満児の入所児童数（4月1日時点）が当該市町村内の4歳未満児の要保育児童数に満たないなど、低年齢児保育を補完する保育施設が必要と判断される市町村（仙台市を除く。）とする。ただし、年度の途中で前記に該当しないこととなった交付対象市町村については、当該年度に限り交付対象市町村とする。</p> <p>(2) 補助対象施設 次に掲げるすべての要件を満たす認可外保育施設（病院内保育施設及び事業所内保育施設を除く。）であって、入所している児童が居住する市町村が当該市町村の低年齢児保育を補完すると認める施設であること。</p> <p>① 4歳未満児の保育を行っていること。</p> <p>② 当該年度の各月初日のいずれかにおいて、小学校就学前の児童を6人以上を入所させていること。</p> <p>③ 必要とされる保育従事者の3分の1以上が有資格者であること。</p> <p>④ 保育時間は、1日につき8時間を原則とすること。</p> <p>⑤ 県の立入調査を2年以内に受検していて、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める指導基準に沿って運営していると認められること。（新設の保育施設においては、当該年度の立入調査において確認。）</p> <p>2 補助対象経費内訳及び基準額</p> <p>(1) 補助対象経費内訳 当該市町村に居住し、補助対象となる施設を利用する4歳未満児（要保育児童に限る。）の保育に係る経費</p> <p>(2) 基準額 各月初日現在の当該児童数に前年度の委託費における保育単価中の一般生活費月額を乗じて得た額</p> <p>3 その他留意事項</p> <p>(1) 要保育児童とは、市町村に居住する児童で、当該市町村の長が「保育の実施」を行う場合の基準に該当すると認める児童をいう。</p> <p>(2) 4歳未満児とは、要保育児童のうち、補助対象となる施設に入所した日の属する月の初日において4歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中は4歳未満児とみなす。</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
18	地域子育て 支援センター事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（仙台市を除く。）とする。ただし、市町村が適切と認める社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間事業者等に委託をすることができるものとする。</p> <p>(2) 実施要件</p> <p>① 子育て支援に関して意欲のある者であって、子育てに関する知識と経験を有する専任の者（市町村職員を除く。）を1名以上配置すること。</p> <p>② 概ね10組の乳幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の場所で実施すること。</p> <p>③ 1日3時間以上かつ1週間に3日以上実施すること。</p> <p>④ 第2種社会福祉事業の届出をしていること。</p> <p>⑤ 子育て親子や子育て支援者を対象とした講習会等を毎月1回実施すること。</p> <p>⑥ 国庫補助を受けていないこと。</p> <p>2 補助対象経費内訳及び基準額</p> <p>(1) 補助対象経費内訳 地域子育て支援センターの運営に必要な次の経費 賃金（職員給与を除く。）、旅費、需用費（消耗品費、光熱水費）、役務費（郵便料、電話料）、使用料及び賃借料、原材料費</p> <p>(2) 基準額 1か所あたり年額2,300千円</p> <p>3 補助対象外経費 備品購入費、設備工事費、食糧費</p>
19	重度身体障害者 ケア付き住宅 運営費補助事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 実施主体 この事業の実施主体は、前年度から継続して本事業を実施する市町村とする。ただし、事業の一部（サービス実施の決定、費用負担区分の決定を除く。）を社会福祉法人に委託することができる。</p> <p>(2) 利用対象者 この事業の利用対象者（以下「利用者」という。）は、入浴、炊事、衣服の着脱等に一部介助を要する程度の重度の身体障害者とし、前年度から継続してこの事業を利用する者とする。ただし、常時医療を必要とする状態にある者を除くものとする。</p> <p>(3) 実施形態 この事業の実施に当たっては、身体障害者向け公営住宅、福祉ホーム等身体障害者に十分配慮された設備構造を有する建物において、重度の身体障害者が各々独立した生活を営むものとする。</p> <p>2 補助対象経費内訳及び基準額</p> <p>(1) 補助対象経費内訳 前年度から継続してこの事業を利用する者に対するサービス提供に係る以下の費用とする。</p> <p>① 介助員及び当直員に要する経費 （報酬、給料、諸手当、社会保険料事業主負担金、賃金、報償費、旅費、委託料）</p> <p>② コーディネーター業務に要する経費 （報酬、給料、諸手当、社会保険料事業主負担金、賃金、報償費、旅費、委託料）</p> <p>③ ケアステーション初年度設備費 （需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費） ※ 運営月数が12月に満たない場合（1月未満は1月とする。）は、補助基準額を12で除して得た額に運営月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 基準額 利用者は、下表に定める「費用負担基準」による利用料を負担するものとする。</p>

メニュー			事業要件等			
番号	区分	細目	利用者世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	利用者負担額 (日額)
19	重度身体障害者 ケア付き住宅 運営費補助事業		A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
			B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円	0円
			C	生計中心者の前年所得税年額が9,600円以下の世帯	8,000円	320円
			D	生計中心者の前年所得税年額が9,601円以上 32,400円以下の世帯	14,000円	560円
			E	生計中心者の前年所得税年額が32,401円以上 42,000円以下の世帯	20,000円	800円
			F	生計中心者の前年所得税年額が42,001円以上の世帯	26,000円	1,040円
			3	その他留意事項		
			(1) 介助の供給体制 ケア付き住宅における介助の供給体制については、次に掲げるとおりとする。 ① 介助供給に関する運営管理及び調整並びに利用者の生活及び自立に関する相談、助言その他必要な援助を行う者（以下「コーディネーター」という。）を配置すること。 ② 利用者に対して適切な介助が行われるように、介助員（以下「ケアスタッフ」という。）及び当直員を配置すること。 ③ 介助の提供に当たっては、利用者の介助の必要な時間帯等を考慮し、そのニーズに対応できるよう配慮すること。 ④ コーディネーター及びケアスタッフは、身体障害者福祉に理解と熱意を有し、かつ介助に関する知識を有する者を充てること。			
			(2) 事業の内容 ケアスタッフ及び当直員による介助サービスの提供は、利用者の障害状況を勘案して、次に掲げる各号のうち必要に応じ提供するものとする。 ① 身辺介助・・・食事、入浴、排泄、更衣、整容等の介助 ② 家事援助・・・掃除、洗濯、調理、買い物等の援助 ③ 生活相談等 ④ 夜間における臨時的対応			
			(3) 事業の実施 ① 介助を受けようとする利用者は、本事業の実施市町村に申込するものとする。 ② 市町村長は、各関係機関等の意見を参考に介助の要否を決定するものとし、事業の実施に当たっては、サービスを希望する個々の利用者のサービス内容についてあらかじめケアスタッフによる派遣プログラムを作成するものとする。 ③ 事業の実施に当たっては、ケアスタッフが常駐できる場所（ケアステーション）を近隣に設けるものとする。 なお、夜間の介助については、緊急時等に対応ができる連絡体制をとるものとする。 ④ 事業の実施については、身体障害者の介助について専門的な知識を必要とすることから、障害者支援施設等介助の専門的機能を持つ施設（バックアップ施設）から、助言、指導及び緊急時の援助等を受けられる体制を有するものとする。			
20	在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業		1 補助対象経費内訳及び基準額			
			(1) 補助対象経費内訳 交付対象となる経費は、市町村（仙台市を除く。このメニューにおいて以下同じ。）が管内の呼吸器機能障害者（在宅の身体障害者で、原則として呼吸器機能障害3級以上の身体障害者手帳を所持する者のうち、医師の指示により在宅酸素療法を実施している者に限る。）に対して行う在宅酸素療法に係る酸素濃縮器使用のための電気料金の助成に係る経費とする。			
			(2) 基準額 市町村の受給者数に定額7,000円を乗じた金額 ※ 補助金の限度額は市町村の実助成額の10/10を上限とする。 ※ 助成に際しては、年1回以上、対象者の現況について、手帳の等級、死亡、入退院、医師の指示書又は機器使用証明書による酸素濃縮器の使用の有無等を確認すること。			

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等													
番号	区分	細目														
21	知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業		<p>1 補助対象事業 市町村が、市町村の実施要綱に基づき、事業開始前に知事の承認を受けた社会福祉法人等に委託して実施する、知的障害児（者）及び重症心身障害児（者）に対するグループホームの体験的な利用を通じての自立生活への支援を行う事業。</p> <p>2 補助対象経費内訳及び基準額</p> <p>(1) 補助対象経費内訳 下記基準額の各区分ごとの単価に延利用日数（回数）を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(2) 基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害児（者）</td> <td>1泊当たり</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>重症心身障害児（者）</td> <td>1泊当たり</td> <td>20,310円</td> </tr> <tr> <td>送迎加算</td> <td>1回</td> <td>550円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 対象者1人当たり年間15泊を限度とする。 ※2 送迎加算については、1回利用につき2回までの算定とする。 ※3 送迎加算の算定に当たっては、道路運送法(昭和26年法律第183号)等の法令等に抵触しないよう十分に留意すること。</p>		区分	単価		知的障害児（者）	1泊当たり	10,000円	重症心身障害児（者）	1泊当たり	20,310円	送迎加算	1回	550円
区分	単価															
知的障害児（者）	1泊当たり	10,000円														
重症心身障害児（者）	1泊当たり	20,310円														
送迎加算	1回	550円														

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
22	難聴児補聴器 購入助成事業		<p>1 補助対象者 両耳の平均聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児。ただし、補助対象難聴児又は補助対象難聴児の属する世帯の他の世帯員で市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は対象外とする。</p> <p>2 補助対象経費内訳及び基準額 (1) 補助対象経費内訳 市町村が、難聴児に対して行う補聴器購入・更新経費（いずれもイヤモード含む）及びイヤモードの交換に要する経費の助成経費とする。 (2) 基準額 イ 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示528号）別表1購入基準に掲げる高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳かけ型、耳あな型（レディメイド及びオーダーメイド）、骨導式ポケット型及び骨導式眼鏡型、別表3修理基準に掲げる受信機、ワイヤレスマイク、オーディオシューの価格の100分の106に相当する額とする。 ロ 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示528号）別表3修理基準に掲げるイヤモード交換の価格の100分の106に相当する額とする。</p> <p>3 その他留意事項 (1) 補聴器の必要性判定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項により指定された医師の意見書を基に、市町村が判定するものとする。 (2) 耐用年数 原則5年とする。ただし、イヤモードは除く。 (3) その他 具体的な手続き等については、基本的に補装具支給事務取扱指針（平成30年3月23日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に準じること。</p>
23	コミュニティサロン 設置運営事業		<p>1 補助対象事業 宮城県精神障害者社会復帰施設設置運営事業実施要綱（平成2年4月1日施行）第2第5項及び第5章に規定する精神障害者コミュニティサロンの設置運営事業で次に掲げる事業 (1) 市町村が自ら行う事業（非営利法人に事業の経営を委託して行う場合を含む。この細目において以下同じ） (2) 市町村が補助する事業 非営利法人が行うもので、市町村が適当と認め補助する事業</p> <p>2 補助対象経費内訳及び基準額 (1) 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 ①報酬、②給料、③職員手当、④共済費、⑤賃金、⑥報償費、⑦旅費、⑧需用費（消耗品費、燃料費、食量費（会議等の開催に伴う場合に限る）、印刷製本費、光熱水費、修繕費及び指導用材料費）、⑨役務費、⑩委託料、⑪使用料、⑫賃借料、⑬備品購入費、⑭負担金及び補助金 (2) 基準額 年額3,780,000円（月額315,000円） ※1 市町村が自ら行う事業については、(1)に定める対象経費の実支出額と(2)に定める基準額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 ※2 市町村が補助する事業については、※1により算出された額と市町村が補助した額とを比較して、少ない方の額を選定する。</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
24	市町村献血推進事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 市町村献血推進協議会等の開催経費</p> <p>(2) 献血推進協議会に対する間接補助事業</p> <p>(3) 献血組織の育成強化事業</p> <p>(4) 献血思想の普及啓発を目的とした広報宣伝事業</p> <p>(5) 献血者の処遇に関する事業</p> <p>(6) その他献血事業推進のために必要と認められる事業</p> <p>2 補助対象経費内訳（補助基準額）</p> <p>(1) 補助対象経費内訳</p> <p>事業実施に要する次の経費</p> <p>①報酬、②報償費、③需用費、④役員費、⑤使用料及び賃借料、⑥負担金、補助金及び交付金（市町村職員の出張に係る旅費を除く。）</p> <p>(2) 補助基準額900,000円</p>
25	地域産業振興事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) それぞれの地域で有している地域資源（農林水産物及びその加工品、その他製造品、観光資源等）や地域の労働力、原材料、ノウハウなどを活かし、地域の新たな産業振興に資する推進事業</p> <p>(2) その他地域の産業振興に寄与するものとして地方振興事務所長が必要と認める事業で、かつ、重点的に地域産業振興に取り組む推進事業</p> <p>(3) 地域産業振興事業補助金の交付対象となる事業は、国又は県の他の補助事業等で実施することができず、かつ、地域自らが企画・立案し、地域産業振興を実践することを前提とした事業とする。</p> <p>2 補助対象経費内訳及び標準事業費</p> <p>(1) 補助対象経費内訳：補助対象経費は、補助対象事業を実施するために要する経費とする。</p> <p>(2) 標準事業費：1,500千円（ただし、地域産業振興のため重点的に取り組むべき事業と地方振興事務所長（地域事務所長）が認める場合は、この限りではない。）</p> <p>3 補助対象外経費</p> <p>(1) 用地購入に要する経費（補償費を含む）</p> <p>(2) 施設の整備、維持及び修繕に要する経費</p> <p>(3) 団体の運営に要する経費</p> <p>(4) 汎用性のある機器及び事務用什器の購入に要する経費</p> <p>(5) その他地方振興事務所長が不適正と認める経費</p> <p>4 その他留意事項</p> <p>(1) 補助対象者</p> <p>市町村並びに市町村、中小企業者及び農林水産業者等で構成する研究会又は協議会等（以下「団体」という。）</p> <p>(2) 定義</p> <p>団体とは、規約、役員、会計等が明確であり、地域の産業振興に取り組んでいる団体とし、次に掲げるものをいう。</p> <p>① 市町村、中小企業者、農林水産業者等で構成する研究会又は協議会</p> <p>② 商工会議所又は商工会</p> <p>③ 農業協同組合法の規定に基づき設立された組合</p> <p>④ 水産業協同組合法の規定に基づき設立された組合</p> <p>⑤ 森林組合法の規定に基づき設立された組合</p> <p>⑥ その他特に地方振興事務所長が認める団体</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
26	商店街施設整備 支援事業		<p>1 補助対象事業 商店街の一般公衆利便施設及び商業基盤等施設の取得並びにその改修又は補修を行う事業</p> <p>2 補助対象経費内訳 (1) 間接補助事業者又は市町村が策定する商店街活性化計画等に基づき整備される次の施設であって、商店街の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設（土地の取得・造成費を除く。）の取得に係る経費 ① 駐車場、駐輪場施設 ② アーケード、カラー舗装 ③ その他公園、イベント広場、緑地、休憩施設、公衆トイレ、街路灯等商店街の機能を高める施設 ④ ①から③に掲げるもののほか、地方振興事務所長が適当と認める施設 (2) 商業基盤等施設の老朽化等に伴い集客力の低下が生じている商店街において、商店街団体が商業基盤等施設の改修又は補修を行う事業に要する経費 対象施設は(1)の①から④の施設とする。</p> <p>3 その他留意事項 商店街団体等（間接補助事業者） ① 商店街振興組合及びこれらの連合会（法人化されたものに限る。） ② 商店街の事業協同組合及びこれらの連合会（法人化されたものに限る。） ③ 商工会議所 ④ 商工会 ⑤ 次に掲げるいずれかの地域における団体が構成員が10人以上であり、かつ3分の2以上が小売業、サービス業又は飲食業を営む者である団体（ただし、小売業及びサービス業を営む者の合計が飲食業を営む者より多いものに限る。） イ 小売業、サービス業又は飲食業を営む者の20人以上が近接して事業を行っている地域 ロ イと同程度の商業集積であると認められる地域 ⑥ その他地方振興事務所長が適当と認める団体（法人化されたものに限る。）</p>
27	みやぎ路観光地 整備事業		<p>1 補助対象事業 (1) 自然公園等施設整備事業 国立、国定及び県立自然公園地域での自然公園施設整備 ① 道路（道路法による道路を除く。）及び橋 ② 広場及び園地 ③ 避難小屋 ④ 休憩所、展望施設及び案内所 ⑤ 野営場、水泳場及び運動場 ⑥ 駐車場 ⑦ 給排水施設及び汚物処理施設 ⑧ 博物展示施設 ⑨ ①から⑧までの施設に付帯して設置する標識 (2) 観光施設ステップアップ事業 国立、国定及び県立自然公園地域外での観光施設整備 ① 駐車場 ② 案内板 ③ トイレ(水洗化を含む。) ④ 休憩所、展望施設及び案内所（既存施設の休憩、案内機能を高める施設整備を含む。）</p>

(実施要領)別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
27	みやぎ路観光地整備事業		<p>⑤ 観光客誘導標識</p> <p>⑥ ①から⑤までの施設に付帯する園地等</p> <p>(3) 地域観光資源利活用事業 上記(1)、(2)の事業に該当しない地域観光資源を活用した観光施設の整備や観光地づくり</p> <p>① 体験型観光施設</p> <p>② 博物展示施設（既存の博物展示施設の展示機能を高める施設整備を含む。）</p> <p>③ 観光資源の利活用による市町村固有の観光地づくり</p> <p>(4) 地方振興事務所長が先進的であること、又は、緊急的に整備する必要があることを認める事業（1から3まで掲げる内容の事業であって地方振興事務所長が先進的又は緊急的であることを認める事業を含む。）</p> <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>(1) 自然公園等施設整備事業 1事業5,000千円以上の事業費又は特注品製作に係る委託費</p> <p>(2) 観光施設ステップアップ事業 1事業2,000千円以上の事業費又は特注品製作に係る委託費</p> <p>(3) 地域観光資源利活用事業 1事業5,000千円以上の事業費又は特注品製作に係る委託費</p> <p>(4) 地方振興事務所長が先進的であること、又は、緊急的に整備する必要があることを認める事業（1から3まで掲げる内容の事業であって地方振興事務所長が先進的又は緊急的であることを認める事業を含む。） 1事業2,000千円以上の事業費又は特注品製作に係る委託費</p> <p>3 補助対象外経費 設計費、調査費</p>
28	アンテナショップ利活用型市町村ブランド推進支援事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 宮城県東京アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」で実施する開催期間が3日以上観光宣伝・物産展示販売等で観光情報や地域情報の提供を商品販売と併せて実施すること。なお、豊島区内百貨店が主催する観光と物産展等への経費補助は対象外とする。</p> <p>(2) 豊島区内商店街等が主催するイベントに参加する事業費</p> <p>(3) 豊島区と連携して開催するイベントに参加する事業費</p> <p>2 補助対象経費内訳 補助対象事業を実施するために要する物品搬送経費、販売員経費、会場装飾経費、販売経費、その他必要と認める経費とする。</p> <p>3 補助対象外経費 什器・備品の購入に要する経費</p> <p>4 その他留意事項 補助対象団体</p> <p>① 直接補助対象団体（市町村）</p> <p>② 間接補助対象団体（商工会等、観光連盟、地域地場産業振興協議会、事業協同組合等、市町村が間接補助を実施する団体及び事業者）</p>
29	食育実践地域活動支援事業	食の体験学習の取組（タイプA 地域食材等の知識習得）	<p>1 補助対象事業</p> <p>市町村又は市町村が補助する団体等（営利を目的としない団体で、規約、役員、会計などが明確であり、食育活動に実績がある団体）が行う、地域の食材や食品をはじめとする食に関する正しい知識を習得し、食を選択する力を養うための次に掲げる食の体験学習の取組。</p> <p>① 食文化継承型…郷土食等の料理体験、試食等を通して、地域に根ざした食や食文化を学ぶ。</p> <p>② 食の安全・安心確保型…食品の製造・加工・流通過程を通し、食の安全安心の確保について学ぶ。</p> <p>③ 生産・食卓連携型…農林水産物の栽培・収穫（漁獲）から、調理に至るまでの過程を通し、食の成り立ちや地域食材を学ぶ。</p> <p>④ 環境配慮型…環境に負荷を与えない調理や片付け、リサイクル等について学ぶ。</p> <p>2 補助対象経費内訳 謝金（講師謝金等）、旅費（講師旅費等）、使用料（会場使用料、バス借り上げ費等）、委託費（テント設営等）、役務費（通信費等）、需用費（印刷製本費等。ただし、食材費を除く。）、負担金及び補助金（市町村が団体等に補助する場合に限る。人件費を除く。）</p>

(実施要領)別表2

メニュー			事業要件等		
番号	区分	細目			
29	食育実践地域活動支援事業	食の体験学習の取組 (タイプB 健全な食生活の実践)	<p>1 補助対象事業 市町村又は市町村が補助する団体等(営利を目的としない団体で、規約、役員、会計などが明確であり、食育活動に実績がある団体)が行う、健全な食生活に必要な知識の習得と実践について学ぶための食の体験学習の取組。</p> <p>2 補助対象経費内訳 謝金(講師謝金等)、旅費(講師旅費等)、使用料(会場使用料、バス借上げ費等)、委託費(テント設営等)、役務費(通信費等)、需用費(印刷製本費等。ただし、食材費を除く。)、負担金及び補助金(市町村が団体等に補助する場合に限る。人件費を除く。)</p>		
		食に関する正しい知識の普及	<p>1 補助対象事業 市町村が行う食の大切さや食の安全安心に関する知識の普及を目的とした住民や関係者等を対象とした研修会開催等の取組。</p> <p>2 補助対象経費内訳 謝金(講師謝金等)、旅費(講師旅費等)、使用料(会場使用料等)、役務費(通信費等)、需用費(印刷製本費等。ただし、食材費を除く。)</p>		
30	みやぎの水田農業改革支援事業	共通事項	<p>1 目的 この事業は、宮城県水田農業推進方針に基づき、需要に応じた米生産を図るため、水田をフルに活用しながら、生産・販売戦略と連携した麦、大豆、飼料作物及び新規需要米等の定着・拡大の推進を助長し、安定した水田農業経営の確立と水田農業構造の改革に資することを目的とする。</p> <p>2 事業の実施等 (1) この事業を実施しようとする事業実施主体(市町村除く)は市町村長に事業計画書を提出し、市町村長の承認を受けるものとする。 (2) 市町村長は、前号により提出された事業計画書が事業の採択要件を満たし、かつ、事業の実施規模が適正であり、事業の遂行が確実と見込まれる場合に承認を行うものとする。</p> <p>3 補助対象事業 水田収益力強化ビジョンの実現に向け、麦、大豆、飼料作物及び新規需要米等の効率的な生産を図るための条件整備</p> <p>4 補助対象経費内訳(下表のとおり)</p>		
		共同利用機械・施設整備(転作作物)タイプ	農業協同組合、営農集団(3戸以上)、農地所有適格法人等	<p>① 対象作物の耕運整地用機械、栽培管理用機械、収穫用機械、乾燥・調製用機械等の導入(品質分析機器を含む)</p> <p>② 集団営農用集積出荷施設、乾燥・調製施設等(既存機械の格納庫は対象外)</p> <p>※ トラクター、トラック等汎用的な機具及び自脱型コンバインを除く。</p>	<p>○ 目標年度において、受益面積は1ha以上であること。</p> <p>○ 対象作物が麦、大豆及び飼料作物にあっては、目標年度においておおむね7ha以上(中山間地域が受益地の過半を占める場合にあってはおおむね3.5ha以上)の受益面積。</p> <p>※1 原則として10万円以下の機械除く</p>
		共同利用機械整備(稲態様転作)タイプ	農業協同組合、営農集団(3戸以上)、農地所有適格法人等	<p>① 稲態様転作の栽培管理用機械、乾燥・調製用機械等の導入(品質分析機器を含む)</p> <p>※ トラクター、トラック等汎用的な機具、自脱型コンバイン及び移植用田植機を除く。</p> <p>※ WCS用稲関連機械(WCS用稲専用収穫機、ロールベアラ、バールラッパ等)は、調製用機械として認める。</p>	<p>○ 目標年度において、受益面積は4ha以上であること。</p> <p>※1 原則として10万円以下の機械除く</p> <p>※2 飼料用米の導入にあっては、主食用品種での作付けも可とする。その場合は、確認できる資料(出荷契約書等)を添付すること。</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
30	みやぎの水田農業改革支援事業	共通事項	<p>5 補助対象外経費</p> <p>(1) 既存機械・施設の更新（代替）として、同種、同規模、同効用のものを再度整備するもの。</p> <p>(2) 導入する機械等の登録手数料や操縦技能取得のための講習料等の付帯費用（設置及び運搬に関する費用は補助対象）。</p> <p>6 その他留意事項</p> <p>(1) 共通採択要件（以下の要件をすべて満たすこと）</p> <p>① 事業実施主体もしくは、その構成員が人・農地プラン等に示された担い手として位置付けられていること。</p> <p>② 対象作物は水田収益力強化ビジョン等に掲げる振興作物であること。</p> <p>③ 事業実施主体が、需要に応じた米づくりに向け、需給調整の推進に取り組んでいること。</p> <p>※ 事業実施主体が機械の貸し出しを目的とする場合は、貸し出し先において上記1から3の要件を満たしていること。</p> <p>(2) 補助率上限変更のための追加要件</p> <p>① 事業実施主体の追加要件</p> <p>（面積要件）※ 下記3点のうち、いずれか1点を満たすこと</p> <p>ア 水稲の生産規模は使用収益権を有する面積及び原則として主要3作業以上の作業受託面積の合計が、目標年度においておおむね10ha以上であること。（主要作業：耕起・代かき、播種・移植、防除、収穫、調製・出荷）</p> <p>イ 麦、大豆及び飼料作物等（稲態様転作、新規需要米除く）の転作物物については、受益面積の合計が、目標年度においておおむね10ha以上であること。</p> <p>ウ 受益面積の過半が中山間地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条に規定する特定農山村地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に規定する過疎地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域）に該当する場合は、水稲及び転作物の規模要件は上記ア及びイの生産規模要件面積の5割とする。</p>
		共通事項	<p>（取組者要件）※ 下記2点とも満たすこと</p> <p>エ 事業実施主体が人・農地プラン等に示された担い手として位置付けられていること。</p> <p>オ 構成員の中に認定農業者が含まれていること。</p> <p>② 事業実施主体が機械の貸し出しを目的とする場合の追加要件</p> <p>貸し出し先において、上記6の（1）の1から3及び（2）の1アからオの条件を満たしていること。</p> <p>③ 事業実施主体が中山間地域において機械の貸し出しを目的とする場合の追加要件</p> <p>ア 年間2以上の貸し出し先営農集団等が見込まれること。</p> <p>イ 貸し出し先営農集団等の受益地合計面積の過半が中山間地域であること。</p> <p>ウ 貸し出し先営農集団等の受益地合計面積が上記6の（2）の1アからウの条件を満たしていること。</p> <p>(3) 事業実施主体が機械等の貸し出しにより賃借料を徴収する場合の年間賃借料の合計は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－当該補助金額）／当該機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出する額以内であること。</p> <p>(4) 機械を導入する際には、受益面積に対し、過大な投資とならないよう留意すること。</p> <p>(5) 事業実施主体の経営安定を図り、事業効果を継続的に発現させるため、補助事業で導入した施設・機械等については、できる限り農業共済制度等に加え、災害等の被害に備えること。</p> <p>(6) 経費区分の留意事項</p> <p>① 上記4の「タイプ別採択要件」及び6の(1)の要件を満たす事業実施主体は、補助率1/3以内とする。</p> <p>② 上記4の「タイプ別採択要件」及び6の(1)の要件に加え、6の(2)の1～3のいずれかの要件を満たす事業実施主体は、補助率4/10以内とする。</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
31	大規模水稲直播栽培 団地育成事業		<p>1 補助対象事業 5ha以上の水稲直播栽培（主食用）に取り組む農業者、生産組織等に対する栽培安定化に向けた技術対策等の支援</p> <p>2 補助対象経費内訳 5ha以上の直播栽培の安定的生産の推進に当たり、収量確保のための生産資材等の購入及び栽培技術向上のための研修会の開催など、直播栽培の普及、定着化を図るための取り組みに要する経費</p> <p>3 補助対象外経費 備品購入費、設備工事費、食糧費、その他地方振興事務所長が不適正と認める経費 ※ 主食用の水稲直播栽培面積を対象とし、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲等の非主食用は含まない。</p> <p>4 その他留意事項 採択要件 次の①又は②に取り組むこと。 ① 農業者個人又は生産組織等で5ha以上（受託を含む。）の水稲直播栽培に取り組むこと。 ② 同一ほ場整備事業地区内において5ha以上（複数農家を含む。）の水稲直播栽培に取り組むこと。 以下に該当すること ・ 対象水田が直播栽培であることが市町村により確認されていること。 ・ 事業実施主体が当該事業を活用できる期間は、最初に交付決定を受けた年度を含め3年間を限度とする。 ただし、3年を超えた場合においても、前年の直播栽培面積を超えた面積については、1年に限り、補助対象とすることができる。</p>
32	都市と農山漁村の 交流拡大事業		<p>1 補助対象事業 (1) 人材育成に係る事業 講習会、研修会の開催等により、実践者の質的向上と新しく取り組む実践者の育成等を図る事業 (2) 都市農村交流・関係人口拡大に係る事業 農泊、教育旅行、インバウンド、援農ボランティア、世界農業遺産関連による、都市農村交流（グリーン・ツーリズム）の推進や、都市部企業、団体、人材との連携により創出される、農山漁村地域の関係人口拡大の推進に関する事業</p> <p>2 補助対象経費内訳（補助基準額） 対象事業の実施に要する経費（事業に直接要する事務費を含む）。</p> <p>3 補助対象外経費 (1) 市町村が補助する団体の経常的な運営経費 (2) 事務用什器・備品の購入に要する経費 (3) 食糧費。ただし、地方振興事務所長が必要と認める場合はこの限りではない。</p> <p>4 その他留意事項（採択要件） 次の要件を満たす市町村とする。 (1) 地域の農林漁業者や地域住民等、関係機関と連携した推進体制であること。 (2) 同一事業での実施は、最長3年間とすること。 (3) 宮城県の「みやぎ農山漁村交流拡大推進プラン」に沿った事業内容であること。</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
33	豊かなふる里 保全整備事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 豊かなふる里保全整備事業(以下「ふる里事業」という)の施行者は、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業生産法人、共同施行者、NPO法人、その他知事が適当と認める者とする。ただし、土地改良法の手続きを要しない事業の種類を施行する共同施行者にあつては、土地改良法施行規則第72条の規定を準用した規約を定めた者に限るものとし、NPO法人にあつては、農村環境基盤整備及び農村交流基盤整備に限るものとする。</p> <p>(2) ふる里事業は、水田の有効利用や6次産業化やグリーンツーリズムの推進等を図るために農業生産基盤・農村環境基盤・農村交流基盤の整備及び調査計画を総合的に実施するものとし、事業の種類及び工種は以下のとおりとする。</p> <p>1) 整備事業</p> <p>① 農業生産基盤整備</p> <p>ほ場整備、かんがい排水、農道整備、暗きょ排水、客土、土壌改良及び農用地保全・造成 (細目等)</p> <p>ア ほ場整備は、農用地について行う区画整理及びこれと相当の関連がある他の工種を一体的に行う整備とする。</p> <p>イ かんがい排水は、農業用排水施設の新設、廃止又は変更とする。</p> <p>ウ 農道整備は、農道の改良又は舗装とする。</p> <p>エ 暗きょ排水は、転作田又は畑について行う本暗きょの整備及び機能回復とする。</p> <p>オ 客土は、転作田又は畑について行う客土とする。</p> <p>カ 土壌改良は、転作田又は畑について行う土壌改良とする。</p> <p>キ 農用地保全・造成は、活用の見込みのある遊休農地の再整備又は地目変換による畑地の造成及びこれと相当の関連がある他の工種を一体的に行う整備とする。</p> <p>② 農業環境基盤整備</p> <p>農業集落道整備、農業集落排水施設整備、公共施設保全整備、地域資源利活用施設整備、集落防災安全施設整備、集落緑化施設・環境管理施設整備及びせせらぎの里整備。 (細目等)</p> <p>ア 農業集落道整備は、農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬に供する農業集落道の整備とする。なお、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1号から3号までに掲げる道路及び同上第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。附帯する施設の整備対象は、待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等とする。</p> <p>イ 農業集落排水施設整備は、農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う集落内の雨水・汚水を排除する排水路及び附帯する施設の整備とする。なお、総合計画に整備目標等を定めて、深場、幅広水路、護岸・線形・植生の工夫等、生態系の保全及び修景に積極的に配慮した整備を実施出来るものとする。河川法(昭和39年法律第167号)第4条及び第5条に規定する1級河川及び2級河川に係る改良工事は、整備の対象としないものとする。</p> <p>ウ 公共施設保全整備は、公共施設の安全性確保のために必要な補強又は利便性向上のために必要な改造等の整備とする。整備の対象は、地震等の災害に対し安全性の確保が必要な公共施設及び共同利用施設の補強又は地域コミュニティ活動の拠点施設等の利便性向上のための簡易な改造等とする。</p> <p>エ 地域資源利活用施設整備は、地域資源を利活用して農業生産の補完及び生活環境の完全を図るために必要な施設とする。整備の対象は、農道、集落道等の機能を補完するための地域資源を利用した消雪施設等及び地域住民の生活環境を改善するための教育施設、社会福祉施設等又は集落の活性化のための地場産業振興施設、交流施設、スポーツ・レクリエーション施設等に地域資源を供給する施設とする。</p> <p>オ 集落防災安全施設整備は、集落の防災安全のために必要な施設の整備とする。整備の対象は、土留工、防護柵、防火水槽、防風林、防雪工、排水工、水難防止施設等とし、土砂流出防止、地すべり防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。</p> <p>カ 集落緑化施設・環境管理施設整備は、公共広場、公共施設等の周辺環境の美化を図るための修景や生態系保全に配慮した緑化施設及び集落の環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設並びにこれに附帯する施設の整備とする。緑化の対象施設は、集落運動広場、集会所敷地、農村公園、集落道、集落排水等とする。集落緑化施設整備の対象は、植樹、芝生、花壇、照明施設等とする。環境管理施設の整備対象は、比較的簡易な農産廃棄物等の分別・集積施設、有機資源の堆肥化施設等とする。附帯する施設の整備対象は、整地、排水工、植樹、芝生、照明施設、案内板、駐車場等とする。</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
33	豊かなふる里 保全整備事業		<p>キ せせらぎの里整備は、長い年月をかけて築かれてきた農業水利施設の保全整備、農村景観にとけ込み防火用水・生活用水等に利用されてきた水路の整備、農村の混住化による農業用排水の水質保全機能維持整備とする。</p> <p>③ 農村交流基盤整備 集落農園・市民農園整備、遊歩道整備、交流施設整備、集落案内施設整備及び景観保全・修景施設整備 (細目等)</p> <p>ア 集落農園・市民農園整備は、都市との交流及び農用地の有効利用・保全のため必要な整備であって次のいずれかの事項を内容とするもの。 a 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2号に規定する市民農園の用に供する農用地、集落農園道、かん水施設等の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの。 b 集落農園開設の用に供する農用地、集落農園道、かん水施設等の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの。 c a又はbに附帯して都市との交流のために必要な施設の整備。付帯する施設の整備対象は、整地、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等とする。</p> <p>イ 遊歩道整備は、農村居住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の整備とする。整備の対象は、専ら散策、サイクリング、乗馬等の用に供する遊歩道及びこれに附帯する施設等とする。</p> <p>ウ 交流施設整備は、都市との交流の場の創設に必要な広場や農業・農村体験施設等の整備とする。整備の対象は、交流広場及び比較的簡易な農業・農村体験施設、農産物直売施設等とする。附帯する施設の整備対象は、整地、排水工、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、照明施設、駐車場等とする。</p> <p>エ 集落案内施設整備は、都市住民との交流推進を図るために集落内の各種施設及び名所・旧跡等を案内する施設の整備とする。整備の対象は、景観に配慮した道標、案内板等とする。</p> <p>オ 景観保全・修景施設整備は、文化的・歴史的景観の保全又は都市住民との交流推進を図るための修景に必要な施設の整備とする。整備の対象は、景観保全・修景区域内の連絡道、防護柵、用排水施設、駐車場、管理施設、案内板、植樹、芝生等とする。景観を保全するための既設看板等の撤去、移設も整備の対象とする。</p> <p>④ 特認事業 知事が特に必要と認める施設の整備。 (細目等) 特認事業は、水田の有効利用や地産地消・アグリビジネス・グリーンツーリズム振興等を図る上で特に必要な事業であって、農業集落の地域特性を生かした豊かで魅力ある農村づくりが効率的かつ効果的に図られると認められるものとする。 ※ 上記1～4の事業について、箱物施設を整備する場合には事業費の上限を3,000千円までとする。</p> <p>2) 調査計画事業 整備対象となる地域において、整備対象の実施計画策定に必要な諸条件について、調査、計画及び設計を行う。</p> <p>2 補助対象経費内訳 (1) 純工事費 (2) 測量及び試験費 (3) 用地買収及び補償費（農村交流基盤整備は対象外） (4) 需用費（田んぼダムを導入するために農家・地域住民等の直営施工により堰板等を設置する場合に限り資材費のみを補助対象経費とする）</p> <p>3 その他留意事項 (1) ふる里事業の採択基準は次のとおりとする。 ① 農業生産基盤整備の場合は、「地域農業マスタープラン」等の各種計画に基づき、受益農地に主食用米の作付はもとより、麦・大豆等の畑作</p>

メニュー			事業要件等																
番号	区分	細目																	
33	豊かなふる里 保全整備事業		<p>物をはじめ、米対応の転作作物である備蓄米や加工用米、さらには、露地野菜等の土地利用型園芸や施設園芸、地域特産品目であるそば等多様な作物を現に作付けしているか又は作付けを計画しており、水田の有効利用が図られること。田んぼダム導入の場合は、流域治水計画等の地域計画に基づく事業を対象とすること。また、農村環境基盤整備及び農村交流基盤整備の場合は、農業生産基盤整備と連携又は6次産業化やグリーンツーリズム等の推進等が図られること。</p> <p>② 農業生産基盤整備については、受益戸数2戸以上であり、かつ関係農家の権利移動や事業費負担を要する場合にあっては、土地改良法に基づく事業認可を受けたもの又は受ける見込みが確実と認められるもの。</p> <p>③ 総事業費が1,500千円以上50,000千円未満であること。なお、整備事業は、1,500千円以上で3箇年以内、調査計画は1,250千円以上で調査期間が2箇年以内であること。</p> <p>④ ふる里事業の施行者が市町村以外の場合は、市町村が総事業費の20%以上を施行者に助成するもの。この場合、当該施行者は必要な書類を作成し、住所が存する市町村の長に提出しなければならない。</p> <p>(2) 市町村振興総合補助金交付要綱第6の(1)のハの規定による重大な変更は、総合計画における「工種の追加又は廃止」、「工期の変更」とする(ただし、当該年度に関わらない変更は除く)。</p>																
34	園芸特産重点強化 整備事業		<p>1 目的</p> <p>(1) 事業内容 この事業は「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」(令和3年3月策定。以下「プラン」)が掲げる基本方針及び振興方策に基づき、産地自ら定めた重点振興品目の維持発展を助長し、産地の構造改革の取組に資することを目的とする。</p> <p>2 補助対象事業 産地自ら策定した重点振興品目毎の具体的な産地戦略プラン(アクションプラン)の実現に向け、取組目標の達成を図るために必要な条件整備。</p> <p>3 事業実施主体</p> <p>(1) 農業協同組合 (2) 全国農業協同組合宮城県本部 (3) 農業法人 (4) 特定農業団体 (5) 農業協同組合園芸特産関係生産部会 (6) 任意組合(3戸以上)(農家3戸以上で組織し、規約、役員、会計等が明確であり、市町村長が事業実施主体として適当と認める団体とする。)</p> <p>4 採択要件 事業の終了後3年(ただし、果樹の取組は5年)を経過した日の属する年度を目標年度として具体的な目標計画を設定し、以下の要件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 事業対象品目が、プランにおける各圏域の重点振興品目(県戦略品目及び地域戦略品目。ただし園芸品目に限る。)であること。 (2) 圏域で対象品目についての「各圏域産地戦略プラン」を策定していること。 (3) 実施内容が、事業の目的及び「各圏域産地戦略プラン」に合致していること。 (4) 取組目標と生産出荷計画とは整合性があり、妥当な内容であること。 (5) 産地自ら策定した事業計画が園芸産地の維持発展に真に資すると認められるものであること。</p> <p>5 補助対象経費内訳(下表のとおり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>栽培用施設・付帯設備、育苗施設・機械</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>省エネルギー化機械・装置</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>低コスト化機械・装置</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>高品質安定生産機械・装置</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>農産物被害防止機械・装置</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>選別、調製、加工用機械・装置</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>その他園芸振興において特に必要な機械・施設等</td> </tr> </tbody> </table>	No	項目	1	栽培用施設・付帯設備、育苗施設・機械	2	省エネルギー化機械・装置	3	低コスト化機械・装置	4	高品質安定生産機械・装置	5	農産物被害防止機械・装置	6	選別、調製、加工用機械・装置	7	その他園芸振興において特に必要な機械・施設等
No	項目																		
1	栽培用施設・付帯設備、育苗施設・機械																		
2	省エネルギー化機械・装置																		
3	低コスト化機械・装置																		
4	高品質安定生産機械・装置																		
5	農産物被害防止機械・装置																		
6	選別、調製、加工用機械・装置																		
7	その他園芸振興において特に必要な機械・施設等																		

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等	
番号	区分	細目		
34	園芸特産重点強化整備事業		8	産地強化の体制整備及び販売促進に向けた取組に必要な経費 (飲食に関する経費を除く) ただし、No.1～7と併せて実施するものに限る。
			<p>6 その他留意事項</p> <p>(1) 確認資料等 事業要件の確認は、市町村振興総合補助金実施計画協議書(附属資料)(別記様式第3号)に示した資料について、市町村が原本で確認した上、その写しを保管すること。</p> <p>(2) 事業実施主体が機械等の貸出により賃借料を徴収する場合の年間賃借料の合計は、原則として、「事業実施主体負担(事業費-当該補助金額)/当該機械等の耐用年数+年間管理費」により算出する額以内であること。</p> <p>(3) 既存の施設・機械の更新(代替)として、同種、同規模、同効用の機械・施設等は対象外とする。</p> <p>(4) 取得金額(運搬費、据付・調整費含む。)が10万円未満の施設・機械は対象外(ただし、複数台数をセットで設置する必要のある施設・機械については、一式の取得金額が10万円未満の施設・機械を対象外とする。)</p> <p>(5) トラクター、バックホー、トラック等汎用性の高い機器・装置が含まれていないこと。</p> <p>(6) 事業実施主体の経営安定を図り、事業効果を継続的に発現させるため、補助事業で導入した施設・機械等については、できる限り農業共済制度等に加入し、災害等の被害に備えること。</p> <p>(7) 補助対象経費No.8については、No.1～7と併せて実施することとし、No.8単独での実施は対象外とする。</p>	
35	最適土地利用支援事業		<p>1 補助対象事業 遊休農地の荒廃解消・再生利用のために策定する農地最適化利用計画の作成や下記の事業。</p> <p>(1) 地域活性化対策 ① 農地最適化利用計画策定支援(地域での話し合い、10年間再生作業、農地利用(目標地図)) ② 多様な担い手(半農半X、二地域住居)への農地利用マッチングに関する経費 ※ 経費の一部(2分の1以内)を補助する。ただし、(1)の事業は補助上限額を300千円とする。</p> <p>(2) 農地再生・再利用対策 ① 再生作業(刈払い、抜根、整地等) ①-1 重機を使用する場合(30,000円/10a、補助上限10.0ha) ①-2 重機を使用しない場合(25,000円/10a、補助上限10.0ha) ② 土壌改良(有機質資材の施用、緑肥作物の栽培等) 土壌改良に要する経費(20,000円/10a、補助上限10.0ha) ③ 鳥獣害対策(電気柵、防除ネットの購入・設置) 鳥獣害対策に要する経費(20,000円/10a、補助上限10.0ha) ※ 経費の一部(2分の1以内)を補助する。</p>	
			<p>④ 作物作付けに係る経費(肥料、種子、農薬及び資材代等)</p> <p>⑤ 粗放的利用に係る経費(放牧に係る経費、蜜源作物導入等) ※ 経費の一部(2分の1以内)を補助する。</p> <p>⑥ その他必要な経費 ※(1)、(2)の各事業を併せて行うこと。</p> <p>2 補助対象経費内訳(補助基準額) ①報償費、②旅費、③需用費、④役務費、⑤使用料及び賃借料、⑥委託費、⑦工事請負費、⑧備品購入費、⑨発注費</p> <p>3 補助対象外経費 2にあげる経費以外</p> <p>4 その他留意事項 (1) 農地最適化利用計画の策定は必ず行うこと。 (2) 農地最適化利用計画の策定のみ、又は再生作業や土壌改良のみの計画は対象外とする。 (3) 対象となる農地は、農地法第30条に基づく利用状況調査において、1号又は2号遊休農地と判断された遊休農地及び過去1年以上作付(栽培)せず、この数年間に再び作付(栽培)する意思のない土地。農業振興地域外も対象とする。 (4) 財産処分については、市町村振興総合補助金交付要綱による。</p>	

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
36	漁船乗組員救急救命推進事業		<p>1 補助対象事業 当該市町村に住所地を有する漁業協同組合、漁船所有者が組織する団体が、船舶の衝突などによる海難事故を防止し、漁船乗組員の安全を確保する体制を整備するために行う次の事業、又は洋上で操業している漁船（海岸から12海里外の海域において漁業に従事する5トン以上かつ乗組員5人以上が乗船する漁船）乗組員の心筋梗塞等の急病時に適切な救命処置を迅速に行う体制を整備するために行う次の事業及び海難事故が発生した場合に迅速な救助活動に繋げる体制を整備するために行う次の事業。</p> <p>① 漁船に搭載する簡易型AIS（自動船舶識別装置）の整備 ② 救急法等の講習会の実施又は受講 ③ 漁船に搭載するAED（自動体外式除細動器）の整備 ④ 漁船に搭載するEPIRB（非常用位置指示無線標識）の整備 ⑤ 漁船に搭載する膨張式救命いかだの整備</p> <p>2 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 ①報償費、②旅費、③需用費、④役務費、⑤使用料及び賃借料、⑥委託料、⑦備品購入費、⑧負担金</p> <p>3 補助対象外経費 上記1②のみの事業実施は補助対象外とする。 なお、補助対象事業について、法定搭載義務のある漁船は補助対象外とする。</p> <p>4 その他留意事項 上記1③を実施する場合は、必ず上記1②を実施すること。</p>
37	漁港改良助成事業		<p>1 補助対象事業 市町管理漁港で国庫補助の対象とならない小規模な施設整備及び補修等を行う市町事業に対し助成し、漁港施設及び漁港海岸保全施設の機能維持・充実を図る。</p> <p>2 補助対象経費内訳 市町管理漁港の施設整備及び補修に係る経費</p> <p>3 その他留意事項 採択基準 市町が管理する漁港区域内に係る施設で局部的な改良、補修事業に対し助成する。</p>
38	山の幸振興 総合振興事業		<p>1 補助対象事業 特用林産物の安定的な生産や出荷流通体制を確立するために必要な基盤整備・施設整備及び特用林産物を活用した新たな商品の開発や新産品生産を行う事業</p> <p>① 基盤整備 ・栽培地造成・改良等 ・作業道開設・改良等</p> <p>② 生産・加工流通施設整備 ・生産機械施設整備 (チェーンソー、ローダー等、冷暖機、コンテナ、各種シート、植菌機、殺菌釜、ミキサー、袋詰機、製炭窯、薪割機、作業用建物、ハウス、散水施設、その他必要性が認められる機械・施設) ・加工流通機械施設整備 (包装機、選別機、保冷库、乾燥機、スライサー、作業用建物、簡易直売施設、その他必要性が認められる機械・施設)</p> <p>③ 新規加工品開発 ④ パッケージデザイン開発 ⑤ 新産品の生産</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
	総合対策事業		<p>⑤ 新商品の生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材費（原木・種菌等を除く） <p>⑥ 技術の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会、栽培・加工技術講習会等 <p>⑦ GAP認証の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証審査の受審 ・ 認証取得に係る環境整備（残留農薬等の分析、ICTシステム利用料、設備改修資材の導入等） ・ 研修指導の受講 <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>補助対象事業の実施に要する経費</p> <p>3 その他留意事項</p> <p>実施対象</p> <p>上記1⑤のうち、生産資材に要する経費については、国庫補助事業の採択対象とならない種菌等を対象とし、新規品目生産開始から3年目まで助成するものとする。</p>
39	小規模林道事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>国庫補助事業の採択対象とならない以下の事業とする。</p> <p>(1) 小規模な林道の新設</p> <p>(2) 既設林道の構造の一部改良又は舗装</p> <p>※ 改良の主な例</p> <p>局部的な勾配又は曲線の修正、橋りょう改良、幅員拡張、のり面保全、待避所・土場・排水施設（一体として施工する路面を含む）・交通安全施設（標識・反射鏡・防護柵・照明等）の新設又は改築</p> <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>補助対象事業の実施に要する経費</p>
40	ふるさと緑の道整備事業		<p>1 補助対象事業</p> <p>県が路線設定した「ふるさと緑の道」のうち、市町村において管理している遊歩道及び付帯施設の維持管理に必要な事業とする。</p> <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>補助対象事業の実施に要する経費</p>
		伐倒駆除事業	<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸</p> <p>(2) 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木および不良木等の伐倒及び集積</p> <p>(3) 上記樹木の伐倒及び破砕</p> <p>(4) 上記樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む）</p> <p>2 補助対象経費内訳</p> <p>事業実施に要する次の経費</p> <p>①伐倒費、②薬剤費、③薬剤散布費、④くん蒸費、⑤破砕・焼却費（必要な搬出、運搬費を含む。）、⑥枝条等の焼却費、⑦枝条等の破砕費、⑧事業雑費</p> <p>3 その他留意事項</p> <p>実施対象</p> <p>国庫補助事業の対象とならない松林又は、地域森林計画対象外の松くい虫被害木等で宮城県松くい虫被害対策事業推進計画に則して対策を実施する森林（以下、「対策対象松林」という。）周辺（おおむね2km以内）にある松くい虫被害木等。</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
41	宮城の松林健全化事業	樹幹注入事業	<p>1 補助対象事業 松くい虫が運ぶ線虫類による枯死の予防のために行う松の生立木への樹幹注入剤の施用（薬剤は農薬登録を受けているもので、農薬登録に定められている使用方法に基づき、松くい虫の脱出時期、樹脂の流動状態等を充分勘案して適期に実施すること。）</p> <p>2 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 ①伐倒費、②薬剤費、③機械器具費、④整理費、⑤賃金、⑥報償費、⑦旅費、⑧需用費、⑨役務費、⑩委託料、⑪工事請負費、⑫使用料、⑬賃借料、⑭備品購入費、⑮原材料費、⑯事業雑費</p> <p>3 その他留意事項 実施対象松木 対策対象松林の内の高度公益機能森林及び地区保全森林、又は地域で重要な松であること。</p>
		生立木除去事業	<p>1 補助対象事業 松くい虫被害の感染源となり得る松林の伐採・整理等（立地条件等を十分踏まえた確な伐採を行うものとし、松くい虫の産卵時期、羽化時期等を十分勘案して実施すること。） 補助対象とする事業内容は、伐採から林内集積までの作業、不用木や枝条等の破砕・焼却に要する経費とし、それ以外は、所有者負担とする。</p> <p>2 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 ①伐倒費、②機械器具費、③整理費、④賃金、⑤報償費、⑥旅費、⑦需用費、⑧役務費、⑨委託料、⑩工事請負費、⑪使用料、⑫賃借料、⑬備品購入費、⑭原材料費、⑮事業雑費</p> <p>3 その他留意事項 実施対象森林 対策対象松林の内の被害拡大防止森林及び地区被害拡大防止森林、又は被害が発生し、周囲松林への感染源となる恐れのある松林であること。</p>
		地上散布事業	<p>1 補助対象事業 松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木について動力噴霧機、無人ヘリコプター等を利用して行う薬剤の散布</p> <p>2 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 ①薬剤費、②薬剤散布費、③事業雑費</p> <p>3 その他留意事項 実施対象森林 対策対象松林の内の高度公益機能森林及び地区保全森林、その他森林公園等で、松林として将来にわたり保全していく必要がある森林</p>
42	みやぎの豊かな森林づくり		<p>1 補助対象事業 (1) 国庫補助事業対象地以外の区域において、森林所有者等が多様な高齢級人工林の育成のために行う間伐及び森林作業道整備 (2) 国庫補助事業対象地以外の区域において、森林所有者等が人工林育成のために行う枝打ち</p> <p>2 補助対象経費内訳（補助基準額） 宮城県森林整備関係補助事業標準単価表で定める標準単価に間接費率（※）を乗じて得た標準事業費の2分の1以内 ※ 間接費率は、森林環境保全整備事業の算定方法に準ずる。</p> <p>3 その他留意事項（算定方法、採択要件等） (1) 算定方法 標準単価×間接費率×施工面積（又は施工延長）×1/2＝補助金（千円未満切り捨て） 施工面積の単位はヘクタール（又はメートル）とし、小数点第3位以下を切り捨てる。 (2) 採択要件等</p>

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区分	細目	
	くり支援事業		<p>イ 間伐</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施対象森林 26年生以上の人工林（私有林に限る）。ただし、搬出を伴わない間伐については、36年生以上の人工林（私有林に限る）。 ・間伐率 本数間伐率 20%以上 <p>□ 森林作業道整備・継続的に使用される森林作業道の開設及び改良（気象害等により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県森林作業道作設指針及び宮城県森林作業道実施基準に適合する内容であり、かつ原則として間伐と一体的に実施されるものとする。 ・森林作業道の路面工に使用する砕石はRC-40又はC-40を標準とし、敷厚$t=10\text{cm}$とする。なお、路面工を実施する場合は谷側に0.5mの路肩を設置するか、丸太筋工等により流出・洗掘防止対策を施すものとする。 ・森林作業道における横断排水工の設置間隔は50mを標準とする。なお、設置間隔は現地状況に応じて適宜変更できるものとする。 <p>ハ 枝打ち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施対象森林 30年生以下の人工林。ただし、間伐と一体的に行う枝葉の除去については、60年生以下の人工林。 ・実施本数 1,500本/ha以上
43	市町村提案事業	共通	<p>1 補助対象事業 基本的にソフト事業を対象とする。ハード事業については、そのソフト事業を実施するために必要不可欠な場合にのみ対象とする。 なお、要領第8第1項に規定する計画の承認が行われた場合に限り、最長3年の複数年度継続事業も対象とする。</p> <p>2 補助対象経費内訳 補助対象事業の実施に要する経費</p> <p>3 補助対象外経費</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 用地購入費（補償費を含む） (2) 公用施設の整備、維持・修繕に要する経費 (3) 管理運営費の経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費 (4) その他、地方振興事務所長が不適切と認める経費 <p>4 その他留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助対象事業が地方債を財源とする場合にあっては、地方債を充当した後の市町村負担額について交付する。 (2) 申請数については、1市町村につき1事業とする。 (3) 住民ニーズを的確に反映するため、住民等が一定の役割を担う事業展開であることが望ましい。 (4) 施設の整備に係る基本設計、実施設計、工事監理費については、施設の整備と不可分であると判断できるためハード事業に区分される。 <p>(5) 対象外事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国、県及び外郭団体など他の補助制度の対象となる事業 ② 県教育委員会及び警察本部所管事業 ③ 既に着手済みの事業（ただし、前年度に実施した事業の成果等を踏まえて新たな展開で実施する事業を除く。） ④ 前年度と同じ内容を繰り返し実施することに留まる複数年度継続事業